

# 香美市教育委員会定例会会議録

(令和2年11月20日)

招集年月日 令和2年11月13日(金)  
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2  
会議の日時 令和2年11月20日(金) 午前9時00分  
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴  
欠席者 なし

## 説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	平野 エリ

## 職務のための会議出席者

## 会議録署名委員

宮地委員

## 傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長                    それでは、時間が参りましたので、ただ今から、令和2年11月の教育委員会定例会を開催させていただきます。本日は全員出席です。  
議事録の署名委員さんは宮地委員さん、どうぞよろしくお願いをします。  
まず、前会の議事録の承認ということで、よろしいですか。  
それでは、承認ということでよろしくお願いをいたします。  
教育長の報告は特にありません。それでは、議事に入ります。  
今日は追加議案がありますので、よろしくお願いをいたします。

議案第1・2・3号「通学区域（校区）外通学について」

（議案1・2・3号は、非公開案件審議）

教育長                    次に、議案第4号に移ります。

議案第4号「香美市修学旅行キャンセル料支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

事務局                    （議案説明）

教育長                    いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。

浜田委員                    元々第11条は、無かったらいけなかったんですか。  
中止とか延期のキャンセル、中止の場合はキャンセル料が発生する可能性があったわけですから、それが保存の条項が無かった、まあ言うたら、時効の関係で5年間の関係が出てくるので、ここへこう明記したということですか。

事務局                    この補助金自体がコロナの関係の交付金を使ってやるということで、要綱を制定した後に国のほうから、補助金要綱を制定する際にはこういう記載をするよというのが後から来ましたので、今回、延期を日程のところ改めるというので改正の必要も出てきましたので、この際に追加するということをしていただきました。

教育長                    よろしいですか。そうしましたら、議案第4号はいかがでしょう。承認でよろしいですか。では承認いたします。

続いて、議案第5号をよろしく願いいたします。

議案第5号「香美市新型コロナウイルス感染症対策に係る就学援助費交付対象者に対する助成に関する要綱の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 説明がありましたが、いかがでしょうか。

浜田委員 2つ確認を構いませんか。  
これは施行が11月からということになっていますから、春先に臨時休業したときは、そのままスルーするということとということですよ。今後起こることに対しての要綱の制定ですか。

事務局 これは実際4月、5月の令和2年度になってからの臨時休業期間の給食費相当額を助成するというところで考えています。

浜田委員 そうすると施行日があって、それ以前のことがどこかへ書かれていますか。今さっと読んだだけやから、本来法律いうものは、施行されて以降のことに拘束されるので、いいのかなというのが1つあったということと、3月31日限りで効力を失う、次に、附則にまた来年以降も継続する場合は、追加するのかなと思うけれども、その辺のことについてはどうですか。1つは期日のこと、もう一つは施行期日の失効の部分において、3月31日限りで止めますよと、けれど3月31日までに臨時休業をして、年度を越えても休業したものについてはやりますよと、いうけれども、もしそんなに引き続いた場合どうなるのかなということ、その2点をお願いします。

事務局 臨時休業期間というのが、第2条第2項に「令和2年度において」というところで、臨時休業としたというところで、この部分で令和2年度のコロナの影響によって臨時休業とした期間、これを対象とするというところと考えています。  
それと、令和3年度以降、更に臨時休業というようなことがある場合は、またその際に改めて要綱を定めてというところになります。

浜田委員 要綱の詳細、確認を総務課にしてもらいたいです。令和2年度ですけど、今11月ですが、助成金だから過去に遡って、事実は過去に起こってるんだけど、お金を出すというのは、それは本来附則か何かで、明確に書くべきだと思う。

公文課長 　　ただ遡及することは、受益者の不利にならないものについては構わないというところではあると思うので、後は書き方ですね。

浜田委員 　　そう、書き方ですね。書き方の問題だけで、指摘を受けた場合に、争いにならないかなという思いが少しあります。それは当然確認してもらいたいし、それだけです。

事務局 　　1日当たりの単価から引っ張ってくるというだけことです。この給食が単価掛ける17が基本で、4,726円（小学校児童）と5,168円（中学校生徒）というのは決まっているところですけど、市町村によってはワンコインでやっているところもあるというところで、この金額については、要はコロナも国の補助金を使いますので、単価の根拠としては、ここから引っ張ってくるのが一番いいんじゃないかということで、ここから、給食費の規則のほうから引っ張ってきています。

宮地委員 　　小学生が278円、中学生が304円で、そのお金を足していくわけですね。

教育次長 　　一か月4,726円というのにはこだわってないわけですね。18日やったら18日分を払うということ。

事務局 　　はい。

教育長 　　日額にしたときの金額ということですね。これでいいですか。

浜田委員 　　わかりました。確認しただけです。

教育長 　　では、そのように致します。ありがとうございました。  
議案につきましては、これで終了です。

(閉会時刻：午前9時30分)